



松浦地域(松浦市・福島町・鷹島町)

第9号
2005.8.15発行

合併協議会だより

編集：発行 松浦地域合併協議会事務局 松浦市志佐町里免365番地（松浦市役所 2階）
TEL 0956-72-1111（松浦市役所代表） FAX 0956-72-4771
ホームページ http://www16.ocn.ne.jp/~m_gappei/ E-mail matsugappei@wine.ocn.ne.jp



海のふるさと館
(漁村体験学習施設)

第14回松浦地域合併協議会が、7月20日（水）松浦市で開催されました。

「合併までに調整する。」とした14協定項目の調整結果の報告が行われました。

第十四回協議会の 主な内容

平成十七年七月二十日
松浦市交流基盤施設
海のふるさと館

調整結果報告事項

【報告第四号】（協定項目 十三号）

●特別職の職員の身分の取 扱いに関する事

特別職報酬等検討委員会
は、三回開催され、去る七
月四日に協議会長に対し、
新市の特別職の報酬額の答
申が行われました。

検討委員会は、協議会で
の調整方針や、その折の委
員の意見を踏まえ、更には
県内各市における報酬等の
実態や動向を参考に検討が
行われました。

「委員会の審議経過」

①特別職のうち三役、教育
長、議員については、新
平戸市や五島市との人口
格差を考慮するとともに
県内各市の報酬と人口の
実態等を参考に調整した。

②公職選挙法関係の特別職

については、新平戸市や
五島市その他県内各市の
状況を考慮し、国の基準
額を準用した。

（現松浦市は、国の基準額
である。）

③行政委員会委員について

は、松浦市の現行報酬額
を基に新平戸市、五島市
とのバランスを考慮し調
整した。

④その他の特別職の報酬額

については、当地域の地
域性や現状を考慮しなが
ら、できる限り現行額の
範囲内で調整した。

《答申された主な報酬》

・市長 八十万円

（現行松浦市 八十一万八
千円）

・助役 六十五万六千円

（現行松浦市 六十七万二
千円）

・収入役及び教育長 五十
八万四千元

（現行松浦市 六十一万五
千円）

・市議会議員 三十二万二
千円

（現行松浦市 三十四万九
千円）等

主な質疑等

質問

・平戸市等との人口格差を
考慮したとのことだが、
基本的には現松浦市の報
酬額が基礎となつている
のではないか？その計算
式を示してほしい。

答え

・新平戸市や五島市その他
県内各市の人口格差と報
酬額の差額を考慮した場
合、市長の報酬は八十万
円前後に収束される。そ
の額を基本とし、助役、
収入役、教育長、議員に
ついては、平戸市と五島
市における市長に対する
割合の平均値を用いて算
定された。

調整結果の報告事項
については、詳細にわ
たることから、「協議

会だより」の内容に
ついては、紙面の都合
等により主な事項のみ
を掲載いたしております。
ご迷惑をおかけいた
しますが、ご理解のほ
どよろしくお願いいた
します。



質問

・現在の報酬総額と比較し
て、どの位減額できるの
か？市民の関心も高い事
項なので教えてほしい。

答え

・削減効果については、後
もって報告いたします。



【報告第五号】

（協定項目 二十号）

●国民健康保険制度の取り 扱いに関する事

葬祭費の支給については、
主に火葬場使用料との関連
から、一市二町の支給額に
差があります。（二万円く
四万円）

保険者が一つになることから新市においては、国民健康保険制度の加入者が死亡した場合、葬祭費としての支給額は、現松浦市の一人につき二万五千円に合わせることとなりました。

【報告第七号】

(協定項目 二十六号)

● 消防、防災関係の取扱いに関する事(その一)

・ 消防団については、合併時に統合することとなりますが、火災現場における的確な指揮系統の統制が必要であり、本部分団長七名体制(現松浦市の旧五町と福島、鷹島の二町)をもって新市の消防団組織を構築することとしました。

(別表一のとおり)

・ 報酬については、かなりの開きがありました。が、県内各市の報酬は、国が定めた地方交付税の算定基準を参考にしていることから、これらに倣い報酬額を調整しました。

(別表二のとおり)

質問

・ 団員の報酬についてはあまり変わらないが、団長、副団長は現行の三分の一程度になるところもある。十分審議されたかと思うがその内容は？

答え

・ 町においては、冠婚葬祭費等において個人負担が生じていた。既に松浦市において設置してある互助会制度を全地域に拡大し、役職によるところの冠婚葬祭費についてはその会費の中から賄っていくことにしています。



別表-1

新市における消防団の組織について

団 長	1
総括副団長	2 旧市町の団長
副 団 長	4 松浦市2 福島町1 鷹島町1
本部分団長	7 旧町ごとの 現場責任者
分 団 長	39
副分団長	
部 長	
班 長	
団 員	

合併から1期2年間は、左記の組織とし現在の団員数を全て引き継ぐ。2年後に右記の組織に変更。この間に組織を含め分団数や団員数などの協議を重ねて方針を出す。

団 長	1
副 団 長	2
本部分団長	7
分 団 長	
副分団長	
部 長	
班 長	
団 員	

別表-2

消防団の現行の報酬等 平成16年9月1日(単位:人、円)

	現員及び年額報酬(1人当たりの報酬額)									団員合計	条例定数	分団数	訓練手当 出勤手当	
	団 長	-	副団長	本部分団長	分団長	副分団長	部 長	班 長	団 員					
松浦市	人員	1	-	2	5	20	20	40	117	326	531	535	20	2,200円/回
	報酬	78,000	-	59,000	52,000	45,000	32,000	26,000	24,000	22,000				2,500円/回
福島町	人員	1	-	2	-	10	10	10	40	168	241	243	10	なし
	報酬	206,000	-	139,000	-	110,000	69,000	48,000	43,000	39,000				なし
鷹島町	人員	1	-	2	-	9	9	9	48	128	206	206	9	なし
	報酬	180,000	-	118,000	-	86,000	70,000	42,000	37,000	32,000				なし
計	人員	3	-	6	5	39	39	59	205	622	978	984	39	

新市における消防団の報酬等 (団員数は平成16年9月1日現在)

	現員及び年額報酬(1人当たりの報酬額)									団員合計	条例定数	分団数	訓練手当 出勤手当	ラッパ手当 人 数	
	団 長	総括副団長	副団長	本部分団長	分団長	副分団長	部 長	班 長	団 員						
新 市	人員	1	2	4	7	39	39	59	205	622	978	984	39	6,800円/年	43
	報酬	82,500	76,000	69,000	60,000	50,500	45,500	38,000	37,000	36,000				6,800円/年	

【報告第八号】

(協定項目 二十九号)

●各種福祉制度の取扱いに
関すること(その一)

児童・母子寡婦、高齢者及び障害者福祉等の各種事業についての調整の結果が報告されました。

主な質疑等

質問

・配食サービスについては、
現行のとおりということ
だが、福島町にあつては
「週七回」でいいのか？

答え

・今年度から「週七回」を
上限に実施されており、
それを基本としながら、
実際配食サービスを受け
られる方が何回必要な
かを検討したい。それと
あわせ事業者によつては
「週七回」の対応がで
きないところもあるため必
要によつては協議も必要。

質問

・島に病院がない今福町飛
島免については、通院に
かかる乗船料の助成が行
われている。鷹島町黒島
免も同様な状況であり、
現行松浦市のような補助
金の支給ができないか？

答え

・前向きに検討したい。



質問

・障害者の福祉手当につ
いては廃止する。というこ
とだが、詳しく説明して
ほしい。福祉施策の後退
は望ましくない。金額が
下がつても残してほし
い。

答え

・現在、県内においては、
諫早市と松浦市が支給を
行っている状況であり、

手当を廃止し、その財源
を持つて他の障害者の福
祉サービスの充実を図つ
ていきたいと考えている。
この件については、再
度持ち帰つて、協議調整
を行い次回以降報告しま
す。

【報告第九号】

(協定項目 二十九号)

●各種福祉制度の取扱いに
関すること(その二)

介護保険事業計画策定
委員会委員の定数につ
いては、関係市町で任期や、
その構成人数に相違があ
りました。新市におい
て委員数は二十名以内、
任期は三年以内とするこ
ととなりました。

【報告第十一号】

(協定項目 三十三号)

●環境衛生関係事業の取扱
いに関する事

・指定ごみ容器については、
処理施設が松浦市及び福
島町については、北松北部
環境組合で、鷹島町につ

ては、市独自の処理と
なることから、処理施設
ごとに二本立ての料金体
系とし、平成二十年を目
途に北松北部環境組合構
成市町の料金に統一する
ことで、段階的に料金の改
定を行うことになりました。
(別表三のとおり)

・ごみの搬入手数料につ
いては、10kg当たり五十円
で統一することにしました。
・資源ごみの回収促進に係
る補助金を次のとおり交
付することにしました。

▼対象資源物・・・古紙
▼回収団体・・・1kg当たり
(七円)

▼回収業者・・・1kg当たり
(四円)

・火葬場の使用料につ
いては、松浦地区火葬場組合
例によることにしました。

ただし、福島町の住
民が松浦斎苑を、鷹島町の
住民が松浦斎苑又は肥前
斎苑を利用し火葬を行つ
た場合は、松浦地区火葬
場組合との差額を助成す
ることとしました。



別表-3 (指定ごみ容器料金改定表)

【北松北部環境組合処理分】

区 分	18年度単価	環境組合同一単価
1号容器(もえるごみ)	30円/袋	40円/袋
2-1号容器(生ごみ(大))	10円/袋	10円/袋
2-2号容器(生ごみ(小))	5円/袋	5円/袋
3号容器(飲料用のかん専用)	30円/袋	30円/袋
4号容器(びん類)	30円/袋	30円/袋
5号容器(ペットボトル専用)	20円/袋	30円/袋
6号容器(危険物)	30円/袋	40円/袋
7号容器(その他の不燃ごみ)	30円/袋	40円/袋
粗大ごみ用ステッカー1号	300円/枚	300円/枚
粗大ごみ用ステッカー2号	600円/枚	600円/枚

【鷹島町環境センター処理分】

区 分	18年度単価	統一単価
可燃用 大	40円/袋	50円/袋
可燃用 中	30円/袋	40円/袋
可燃用 小	20円/袋	30円/袋
空き缶	30円/袋	30円/袋
空きビン	30円/袋	30円/袋
ペットボトル	20円/袋	30円/袋
その他危険物	30円/袋	40円/袋

新市では現松浦市の補助制度により取り扱うことになりませんが、鷹島町においては、漁業集落環境整備事業及び農業集落排水事業により全町の生活排水処理整備が計画されています。今後、費用対効果等総合的に勘案しながら浄化槽整備計画を

【報告第十二号】
 (協定項目 三十
 四号)
●生活排水処理事業の取扱いに関する事
 合併処理浄化槽設置整備事業は、その設置する処理槽の規模に応じて、国、県、市がそれぞれ三分の一ずつ補助する事業で、現在は松浦市と福島町が行なっています。

別表-4

区分	種 類	1通につき	適 用
1	死亡診断書	3,150	1通増すごとに半額を加える。
2	死体検案書	31,500	
3	各種保険金受給のための診断書	5,250	
4	各種免許・許可申請用診断書	4,200	
5	警察提出の傷害診断書	3,150	
6	裁判に必要なため提出する診断書(簡単なもの)	5,250	
7	裁判に必要なため提出する診断書(複雑なもの)	10,500	
8	休業のため勤務先に提出するもの	2,625	
9	児童生徒が学校を休んだ時に提出するもの	315	
10	雇用保険受給時の労働可能の診断書	2,625	
11	各種年金・恩給受給のための診断書	4,200	
12	身体障害者認定用診断書	4,200	
13	身体障害者補装具交付意見書(処方箋あり)	4,200	
14	身体障害者補装具交付意見書(処方箋なし)	525	
15	交通事故診断書	4,200	
16	交通事故明細書	3,150	
17	原爆関係認定疾病診断書	5,250	
18	原爆関係各種手当診断書	2,100	
19	特定疾患申請用診断書	1,050	
20	健康診断書	2,100	
21	施設入所用診断書	1,050	
22	面談調査料	5,250	
23	医事相談料	2,100	
24	その他の診断書	1,050	
25	その他の証明書	525	

備考 1 検査を実施した場合は、別の検査料を徴収する。
 2 証明書で病名の記入を必要とするものは、診断書とみなす。

策定し、十九年度から補助金が適用できるよう、事務の手續きを行います。
 【補助金額】
 ・五人槽(三十五万四千円)
 ・六人〜七人槽(四十一万一千円)
 ・八〜五十人槽(五十一万九千円)

【報告第十六号】
 (協定項目 四十一号)
●社会教育関係事業の取扱いに関する事
 地域独自の公民館施設整備(新增改築を含む。)に係る補助金については、その補助率を上げてほしいといった要望も出されましたが、現行の松浦市の補助金の例によることとし、空調施設整備事業についても福島町の例により補助金が交付されることになりました。

【報告第十七号】
 (協定項目 四十四号)
●病院(診療所)事業の取扱いに関する事
 健康診断書や死亡診断書等の手数料が各自自治体で相違がありました。が、十八年度からその手数料が統一されます。
 (別表四のとおり)

新”松浦市“

市章の募集結果

去る五月一日から六月三十日まで新市の市章のデザインの募集を行ないました。

応募総数は五百十七通でその内訳は次のとおりとなっています。今後は、市章選定委員会で候補作品を五作品選考し、協議会で決定することとなります。

- ・松浦市・・・二百二十八通
- ・福島町・・・三十通
- ・鷹島町・・・十四通
- ・県内・・・四十二通
- ・県外・・・二百三通

協議会だより第八号のお詫びと訂正

第八号の協議会だより三ページ中



調整結果報告第三号（協定項目第二十八号）の「納税関係の取扱いに関する事」について、一部記載漏れがありましたので、お詫びして訂正いたします。

誤

▼納期前納付報奨金については、福島町において実施されておりましたが、十六年度をもって廃止され、関係自治体すべてにおいてその報奨金制度がなくなったことから、新市においても廃

正

▼納期前納付報奨金については、福島町において実施されておりましたが、十六年度をもって廃止され、関係自治体すべてにおいてその報奨金制度がなくなったことから、新市においても廃止することとしました。



7月30日に開催された今福夏祭り花火大会で元寇太鼓を披露された鷹島町の皆さん!!

いろいろな所で1市2町の交流が始まっています!!

ご質問・ご意見については!?

合併に関するご意見・ご質問がありましたら合併協議会事務局までお尋ね下さい。

松浦地域合併協議会事務局

松浦市志佐町里免365番地（松浦市役所 2階）
TEL 0956-72-1111（松浦市役所代表）
FAX 0956-72-4771
ホームページ http://www16.ocn.ne.jp/~m_gappei/
Eメール matsugappei@wine.ocn.ne.jp

第15回合併協議会

日時 平成17年8月25日(水)
午前10時から
場所 松浦シティホテル

協議会は、一般の方も傍聴できます。お気軽にお出かけください。日時、会場は都合により変更する場合があります。詳しくは合併協議会事務局まで